

「危険個所」の判断については、チェックリストの各調査項目のチェック状況だけでなく、改善を必要とする程度や不審者情報の実態等も踏まえて総合的に判断することとなります。例えば、「環境整備」が十分であっても、人通りが少なく、道路上の死角があり、かつ、防犯カメラも設置されていないなど「見守る目」が不十分な場合は、「危険個所」と考えられます。

以下に改善策の着眼点を示していますので、「危険個所」と判断した場所については、改善策を検討しましょう。

■「見守る目」が十分ではない場所

- ・人や車の通りが少ない場所（人や車の通りが途切れる時間帯が多い場所）や、障害物、路上駐車等により見通しが悪く、死角が生じている場所については、見守り活動やパトロール等の実施により改善することが考えられます。
- ・見守り活動等を十分に行うことができない場合には、地域で調整等を行い、防犯カメラを設置することで「見守る目」を補完することも考えられます。

■「環境整備」が十分ではない場所

- ・落書き、たばこや空き缶等のポイ捨て、立て看板、公共物の損壊等が放置されたままになっていると、犯罪者に「地域の関心がない場所」「犯罪を起こしやすい場所」といった印象を与えてしまうので、環境美化活動や公共施設の改修等により改善することが考えられます。
- ・公共掲示板は、地域団体等の取組姿勢が表れます。期限を超過した古い掲示物や剥がれかかった掲示物等を整理するなど、管理者の適切な管理により改善することが考えられます。
- ・歩車道の区別がなかったり、歩車道の間ガードレール等が設置されていない場所は、犯罪者が車やオートバイなどで子供に近づきやすいので、ガードレールやこれに代わる工作物等の設置により改善することが考えられます。
- ・沿道にある草木等が伸びきっていたり、連続していると、周囲からの見通しが悪く死角が生じるので、植栽管理により改善することが考えられます。
- ・沿道にある駐車場や空き家、空き地等については、子供を待ち伏せする際に周囲から見えづらく、また、子供を連れ込みやすい場所となります。管理者を表示したり、侵入規制措置をとるなど、管理者の適切な管理により改善することが考えられます。